

〔記入上の注意〕

- 1 記入は、すべて本人の自筆により、黒インク又は黒ボールペンで記入してください。
- 2 記入欄が足りない場合は、任意の用紙で補足してください。
- 3 ※印欄以外を、記入してください。（該当のない場合は「なし」と記入してください。）

<提出不要>

地方公務員法第16条（欠格条項）【抜粋】

次のいずれかに該当する人は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者